

職員の懲戒処分について（令和2年10月22日教育委員会議定例会）（議案第24号関係）

No.	1
処分年月日	令和2年10月22日
処分の種類	戒告
処分の理由	横断歩行者等妨害等（重傷事故） （概要） 被処分者は、令和2年2月3日（月）午後6時35分頃、普通乗用自動車を運転し、洋野町種市の信号機のある交差点を右折進行する際、横断歩行中の被害者に自車右サイドミラー等を衝突させ、相手方に全治約1か月半を要する骨折の傷害を負わせた。
事件発生日 年 月 日	令和2年2月3日（月）
被処分者の 年 齢	60歳代
被処分者の 性 別	女性
被処分者の 所 属	中学校
被処分者の職	教諭
備 考	県北沿岸部 （大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、宮古市、 山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、洋野町、普代村、 野田村、二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）